

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 亀岡土木
 〒639-1007
 住所 大和郡山市南郡山町88-6
 代表者氏名 代表取締役 亀岡 彦穂
 電話番号 0743-53-9194
 FAX番号 0743-52-5424
 メールアドレス civilkame2@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 株式会社 亀岡土木

氏名又は名称 〒639-1007

住 所 奈良県大和郡山市南郡山町88-6

代表者氏名 代表取締役 亀岡彦穂



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の(選任)の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社亀岡土木	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
上村 誠一 ウラム セイイチ	第 261788 号	
尾田 政典 オダ マサヒ	第 261787 号	
田宮 孝始 タミヤ タカシ	第 178866 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二六一七八号

給装盟理事長技術者免状

本籍 奈良県

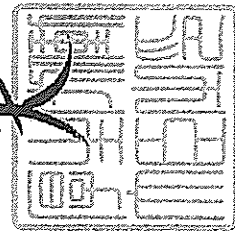
氏名 上村 誠一

昭和五十三年十月七日生

水道法昭和三十一年法律第七十五号の
規定により給装盟理事長
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫



第二六一七八七号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

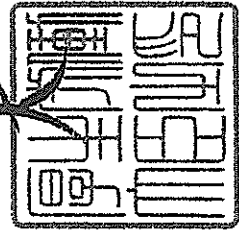
氏名 尾田 政典

昭和四十四年九月三十日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫



第一七八八六号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 田宮 孝 始

昭和四十一年七月三日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽 雄

